第３　一般債権
１．定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち担保付債権に該当しない協定債権をいう。
２．一般債権の弁済
⑴　弁済
ア．弁済は、第２の５の残余債権及び一般債権を対象として行う。
イ．清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その資産のすべて（ただし、別紙債務者目録記載の債権の回収は除く。）の換価が終了した日から１ヶ月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。
⑵　免除
協定債権者は、⑴の弁済時に残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
３．清算株式会社が岩原一郎外３名に対して有する債務の免除
以下の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、一般債権をすべて免除する。
岩原一郎、岩原光子（岩原利勝の相続人）、岩原弘
（別紙省略）

以上
福岡地方裁判所大牟田支部

再生手続開始

平成２７年（再）第４０号
東京都台東区柳橋１丁目15番５号
再生債務者　株式会社吉利
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年８月11日から平成27年８月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２号
福井県坂井市春江町西太郎丸第11号40番地
再生債務者　小林産業株式会社
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前９時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年８月24日から平成27年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第６号
東京都大田区羽田空港３丁目５番７号
再生債務者　スカイマーク株式会社
決定の要旨　再生債権者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式9134万4200株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
ただし、基本弁済の弁済期限（再生計画認可決定確定の日から２か月経過した日の属する月の末日）までに会社法上必要な手続が完了しない場合には、別途取締役会決議で定める募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金141億8673万3442円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
ただし、基本弁済の弁済期限（再生計画認可決定確定の日から２か月経過した日の属する月の末日）までに会社法上必要な手続が完了しない場合には、別途取締役会決議で定める募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成27年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
千葉県長生郡長柄町山之郷754番地32
再生債務者　株式会社千葉国際カントリークラブ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４号
静岡県掛川市本郷552番地
再生債務者　トモエ工芸株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年６月10日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２６年（再）第４号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目15番14号
再生債務者　三好　高広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法202条２項各号に該当する事由はない。
平成27年６月９日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続終結

平成２３年（再）第３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙504番地１
再生債務者　株式会社ロビンフッド
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画が遂行されることが確実であると認められる。
平成27年６月10日　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１７号
新潟市中央区弁天１丁目１―16　サンテラス石宮902号室、住民票上の住所福岡市南区三宅１丁目18番２―２号
再生債務者　本田　真治
１　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月23日から平成27年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第３０号
兵庫県西宮市美作町４番16―101号
再生債務者　林田　佑旗
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月30日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月７日から平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番１―211号
再生債務者　山添　智史
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第３号
北海道滝川市花月町１丁目９番４号　ミニョン102号室
再生債務者　小畑　　誠
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月16日から平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２７年（再イ）第６１号
千葉県八千代市高津471番地　プリヴェ参番館103
再生債務者　本田　英介
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月16日から平成27年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係